

第4回太良町議会（定例会第4回）

令和7年12月5日～12月12日

議案

令和7年第4回太良町議会（定例会第4回）

会期（案）

会期 8日間（12月5日～12月12日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘要
第1日	12.5	金	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 行政報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第2日	12.6	土	休会	—	
第3日	12.7	日	休会	—	
第4日	12.8	月	(議案調査)		
第5日	12.9	火	本会議	9時30分	一般質問
第6日	12.10	水	本会議	9時30分	一般質問
第7日	12.11	木	(議案調査)		
第8日	12.12	金	本会議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和7年第4回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第1号

第1日目 12月5日（金）

午前9時30分開議

日 程	件	名
日程第 1	会議録署名議員の指名について	
日程第 2	会期の決定について	
日程第 3	諸般の報告について	
日程第 4	行政報告について	
日程第 5	議案一括上程 町長提案 議案第65号～議案第88号 町長の提案理由の説明	
日程第 6	委員長報告 総務常任委員会（行政視察） 経済建設常任委員会（所管事務調査）	

令和7年第4回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第2号

第2日目

12月9日（火）

午前9時30分開議

日 程	件	名
日程第 1	一般質問（4名）	

令和7年第4回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第3号

第3日目 12月10日（水）午前9時30分開議

日 程	件	名
日程第 1	一般質問（2名）	

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第89号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第89号 教育委員会教育長の任命について

令和7年第4回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第4号

第4日目 12月12日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	議案第65号 太良町人権が尊重される社会づくり推進条例の制定について
日程第 2	議案第66号 太良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 3	議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第68号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第69号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第70号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第71号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第72号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第73号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第74号 指定管理者の指定について
日程第11	議案第75号 指定管理者の指定について
日程第12	議案第76号 指定管理者の指定について
日程第13	議案第77号 指定管理者の指定について
日程第14	議案第78号 指定管理者の指定について
日程第15	議案第79号 指定管理者の指定について
日程第16	議案第80号 指定管理者の指定について
日程第17	議案第81号 指定管理者の指定について
日程第18	議案第82号 太良町過疎地域持続的発展計画について
日程第19	議案第83号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第6号）について
日程第20	議案第84号 令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日 程	件 名
日程第21	議案第85号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第22	議案第86号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）について
日程第23	議案第87号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第24	議案第88号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第25	閉会中の付託事件について

提 出 議 案 目 錄

- 議案第 65号 太良町人権が尊重される社会づくり推進条例の制定について
- 議案第 66号 太良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 68号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 指定管理者の指定について
- 議案第 75号 指定管理者の指定について
- 議案第 76号 指定管理者の指定について
- 議案第 77号 指定管理者の指定について
- 議案第 78号 指定管理者の指定について
- 議案第 79号 指定管理者の指定について
- 議案第 80号 指定管理者の指定について
- 議案第 81号 指定管理者の指定について

議案第 82号 太良町過疎地域持続的発展計画について
議案第 83号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第6号）について
議案第 84号 令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第 85号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第 86号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）について
議案第 87号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
議案第 88号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について

上記のとおり

令和7年12月5日

太良町長 永 淵 孝 幸

追 加 提 出 議 案 目 錄

議案第 89号 教育委員会教育長の任命について

上記のとおり

令和7年12月12日

太良町長 永 淵 孝 幸

議員派遣の報告

令和7年12月5日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 令和7年度 町議会広報研修会

- (1) 目的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが求められている状況に
かんがみ、議会広報の発展に資するため。
- (2) 派遣場所 佐賀県市町会館
- (3) 期間 令和7年11月5日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 5人

2 第28回 佐賀県市町行政講演会

- (1) 目的 地方自治体に携わるものとしての職務遂行に必要な知識および諸情報を
取得して、更なる活性化を図り住民福祉の向上に資する。
- (2) 派遣場所 佐賀市文化会館
- (3) 期間 令和7年11月11日
- (4) 派遣議員 川下副議長、坂口議員、田川議員、竹下議員、山口議員、峰議員、
森田議員、大鋸議員

議案第 65 号

太良町人権が尊重される社会づくり推進条例の制定について

太良町人権が尊重される社会づくり推進条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

全ての町民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進めるに当たっての町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる人権に対する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会づくりのため、この案を提出する。

別紙

太良町人権が尊重される社会づくり推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、全ての町民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくり（以下「人権が尊重される社会づくり」という。）を進めるに当たっての町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項等を定めることにより、部落差別（同和問題）及び女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第2条 町は、前条の目的を達成するため、国、県、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を実施するものとする。

（町民の責務）

第3条 町民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 町民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、町が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の観点に立って取り組むとともに、町が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（基本方針）

第5条 町長は、人権施策を実施するための基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めることができる。

2 町長は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第8条第1項の太良町人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

3 町長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（人権侵害行為の禁止等）

第6条 何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われる

ものを含む。以下「人権侵害行為」という。)をしてはならない。

- 2 町は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及をはじめとした教育及び啓発を積極的に行うものとする。
- 3 町は、人権侵害行為を受けた者に対して、相談対応その他必要な支援を行うものとし、相談体制の整備に努めるものとする。

(インターネット上の誹謗中傷等に対する措置)

第 7 条 町は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、町民に関し、又は町民によりインターネット上の誹謗中傷等(インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報(以下「人権侵害情報等」という。)を発信することをいう。)が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対し、町が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認めるときは、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(人権施策推進審議会)

第 8 条 町長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する重要事項について調査審議するため、太良町人権施策推進審議会(次項において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(太良町人権擁護に関する条例の廃止)
- 2 太良町人権擁護に関する条例(平成 9 年太良町条例第 32 号)は、廃止する。
(太良町特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 太良町特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 57 年太良町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。
別表地域公共交通会議委員(その他)の項の次に次のように加える。

太良町人権施策推進審議会	日額 4,000 円	/
--------------	------------	---

議案第 66 号

太良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の制定について

太良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙
のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施
行に伴い、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を定めるため、
この案を提出する。

別紙

太良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

目次

第1章 総則(第1条—第19条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則(第20条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条—第24条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雜則(第27条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営の基準(以下「最低基準」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、太良町暴力団排除条例(平成24年太良町条例第6号)に則り、町民の安心安全を守るための暴力団の排除に協力するものとし、自ら暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有してはならない。

4 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

5 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

6 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

7 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等

通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定める

ものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第25条第4号において同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。))

	<p>を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関

が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下この号及び次号において「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得

るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 (設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則 (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定したいので、議会の議決を求める

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に基づき給与改定を行いたいので、この案を提出する。

記

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

別表第1を別紙のように改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別紙

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	197,800	244,400	279,100	312,900	335,900	370,500
	2	198,900	245,700	280,100	314,400	337,800	372,100
	3	200,100	247,200	281,100	315,800	339,600	373,800
	4	201,200	248,600	282,100	317,200	341,300	375,400
	5	202,300	250,000	283,100	318,700	343,000	377,000
	6	204,000	251,400	284,100	319,800	344,700	378,800
	7	205,600	252,800	285,000	320,800	346,400	380,300
	8	207,300	254,200	286,000	322,000	348,100	381,900
	9	208,800	255,600	287,000	323,200	349,700	383,300
	10	210,500	256,800	288,100	324,800	351,400	384,900
	11	212,100	258,200	289,100	326,400	353,100	386,500
	12	213,700	259,500	290,100	328,100	354,700	388,000
	13	215,200	260,700	291,100	329,500	356,200	389,900
	14	217,000	261,900	292,400	331,100	357,900	391,800
	15	218,700	263,100	293,700	332,700	359,500	393,800
	16	220,400	264,300	294,900	334,300	361,000	395,600
	17	221,600	265,400	296,100	335,700	362,400	397,100
	18	223,200	266,500	297,500	337,400	364,100	398,900
	19	224,800	267,700	298,700	339,100	365,700	400,600
	20	226,300	268,800	299,900	340,700	367,300	402,200
	21	227,900	269,700	300,900	342,100	368,500	404,000
	22	229,500	270,700	302,100	343,800	370,000	405,400
	23	231,100	271,700	303,300	345,500	371,500	406,800
	24	232,700	272,700	304,600	347,100	373,000	408,200
	25	234,400	273,700	305,900	348,400	374,700	409,600
	26	236,000	274,600	306,900	350,300	376,500	410,800
	27	237,400	275,400	308,000	352,000	378,200	412,000
	28	238,700	276,300	309,000	353,600	379,900	413,100
	29	240,000	277,200	310,100	355,100	381,300	414,200
	30	241,100	278,000	311,300	356,700	382,600	415,400
	31	242,200	278,800	312,400	358,400	383,800	416,500
	32	243,300	279,500	313,600	360,000	385,200	417,600
	33	244,400	280,200	314,700	361,700	386,300	418,300
	34	245,300	281,000	316,000	363,500	387,200	419,000
	35	246,200	281,800	317,300	365,300	388,300	419,600
	36	247,300	282,400	318,700	367,100	389,300	420,300
	37	248,300	283,100	319,900	368,700	390,100	420,900
	38	249,200	283,900	321,200	370,100	391,000	421,500
	39	250,100	284,600	322,500	371,500	391,900	422,000
	40	250,900	285,300	323,800	372,900	392,700	422,400

41	251, 700	286, 000	325, 100	374, 400	393, 500	422, 800
42	252, 400	286, 700	326, 300	375, 200	394, 300	423, 000
43	253, 000	287, 500	327, 700	376, 100	395, 100	423, 400
44	253, 600	288, 200	328, 800	377, 100	395, 800	423, 700
45	254, 300	288, 900	329, 700	378, 100	396, 500	424, 000
46	254, 900	289, 500	331, 000	379, 200	397, 200	424, 300
47	255, 500	290, 200	332, 300	380, 100	397, 900	424, 600
48	256, 100	290, 800	333, 600	381, 100	398, 700	424, 900
49	256, 600	291, 500	334, 700	382, 000	399, 200	425, 100
50	257, 300	292, 100	336, 000	382, 700	399, 800	425, 400
51	257, 900	292, 800	337, 200	383, 400	400, 400	425, 600
52	258, 400	293, 500	338, 500	384, 000	401, 100	425, 900
53	258, 800	294, 000	339, 800	384, 400	401, 500	426, 100
54	259, 200	294, 600	340, 800	385, 000	402, 100	426, 400
55	259, 500	295, 200	341, 900	385, 600	402, 700	426, 700
56	259, 800	295, 900	343, 000	386, 300	403, 200	427, 000
57	260, 100	296, 500	343, 700	386, 600	403, 600	427, 200
58	260, 400	297, 100	344, 600	387, 300	404, 200	427, 500
59	260, 700	297, 800	345, 300	388, 100	404, 800	427, 800
60	261, 000	298, 500	346, 100	388, 700	405, 300	428, 000
61	261, 300	299, 100	346, 900	389, 000	405, 700	428, 200
62	261, 600	299, 700	347, 300	389, 500	406, 200	428, 500
63	261, 900	300, 200	347, 900	390, 100	406, 700	428, 800
64	262, 200	300, 700	348, 600	390, 700	407, 300	429, 000
65	262, 500	301, 200	349, 400	391, 000	407, 600	429, 200
66	262, 800	301, 800	350, 100	391, 600	408, 100	
67	263, 100	302, 300	350, 800	392, 300	408, 400	
68	263, 400	302, 900	351, 400	392, 900	408, 800	
69	263, 700	303, 300	351, 900	393, 300	409, 100	
70	264, 000	303, 800	352, 500	393, 800	409, 400	
71	264, 300	304, 300	353, 000	394, 400	409, 700	
72	264, 600	304, 900	353, 600	394, 900	409, 900	
73	264, 900	305, 400	353, 900	395, 400	410, 100	
74	265, 200	305, 800	354, 400	396, 000	410, 400	
75	265, 500	306, 100	354, 700	396, 400	410, 700	
76	265, 800	306, 400	355, 100	396, 700	410, 900	
77	266, 100	306, 600	355, 500	397, 100	411, 100	
78	266, 400	306, 900	356, 000	397, 600	411, 400	
79	266, 700	307, 100	356, 500	398, 100	411, 700	
80	267, 100	307, 500	357, 000	398, 500	411, 900	
81	267, 400	307, 700	357, 300	398, 900	412, 100	
82	267, 700	307, 900	357, 800	399, 400	412, 400	
83	268, 000	308, 200	358, 200	399, 800	412, 700	
84	268, 300	308, 400	358, 600	400, 200	412, 900	
85	268, 600	308, 700	358, 900	400, 500	413, 100	
86	268, 900	308, 900	359, 300	400, 900		
87	269, 200	309, 200	359, 700	401, 300		
88	269, 500	309, 500	360, 100	401, 700		

89	269,800	309,800	360,300	402,000			
90	270,100	310,100	360,700	402,400			
91	270,400	310,400	361,100	402,800			
92	270,700	310,700	361,500	403,200			
93	271,000	310,900	361,700	403,500			
94		311,100	362,000				
95		311,400	362,400				
96		311,800	362,700				
97		312,000	363,000				
98		312,300	363,400				
99		312,600	363,800				
100		313,000	364,200				
101		313,200	364,700				
102		313,500	365,100				
103		313,800	365,500				
104		314,100	365,900				
105		314,300	366,400				
106		314,600	366,800				
107		314,900	367,100				
108		315,200	367,400				
109		315,400	367,900				
110		315,700					
111		316,100					
112		316,400					
113		316,600					
114		316,800					
115		317,100					
116		317,600					
117		317,800					
118		318,000					
119		318,300					
120		318,600					
121		318,900					
122		319,100					
123		319,400					
124		319,700					
125		320,000					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額						
	202,300	230,100	272,200	293,000	308,800	335,200	

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

議案第68号

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に基づく給与改定を行いたいので、この案を提出する。

記

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例（案）

町長等の諸給与条例（昭和31年太良町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案第69号

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する 条例の制定について

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を
下記のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に基づき給与改定を行いたいので、この案を提出する。

記

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の 一部を改正する条例（案）

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和30年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案第70号

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に基づき給与改定を行いたいので、この案を提出する。

記

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例（案）

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太良町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1を別紙のとおり改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別紙

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額
1	197,800
2	198,900
3	200,100
4	201,200
5	202,300
6	204,000
7	205,600
8	207,300
9	208,800
10	210,500
11	212,100
12	213,700
13	215,200
14	217,000
15	218,700
16	220,400
17	221,600
18	223,200
19	224,800
20	226,300
21	227,900
22	229,500
23	231,100
24	232,700
25	234,400
26	236,000
27	237,400
28	238,700
29	240,000
30	241,100
31	242,200
32	243,300
33	244,400
34	245,300
35	246,200
36	247,300
37	248,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

議案第 71 号

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を
求める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)の施行に伴い、
保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたため、この案を提
出する。

別紙

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年太良町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

議案第72号

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の施行に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたため。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第82号)の施行に伴い、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされたため、この案を提出する。

別紙

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例(案)

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年太良町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の施行に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたため、この案を提出する。

記

太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年太良町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

議案第 74 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
竹崎城址展望台公園	太良町大字多良 4177 番地 森川造園	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条の規定により、竹崎城址展望台公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第 75 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町特産品等展示販売飲食施設「たらふく館」及び「たらふく館別館」	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 特定非営利活動法人 たらふく館	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条の規定により、太良町特産品等展示販売飲食施設「たらふく館」及び「たらふく館別館」の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第 76 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町観光案内所	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 太良町観光協会	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条の規定により、太良町観光案内所の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第 77 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町農村公園	太良町大字多良 8960 番地 2 大川内区 区長 西村 義幸	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条の規定により、太良町農村公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第 78 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町活性化センター	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 特定非営利活動法人 たらふく館	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条の規定により、太良町活性化センターの指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第 79 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町健康の森公園	太良町大字多良 3217 番地 3 太良町森林組合	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条の規定により、太良町健康の森公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第80号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町営火葬場	太良町大字糸岐 3897 番地1 有限会社 太良クリーンセンター	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、太良町営火葬場の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第 81 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町総合福祉保健センター	太良町大字多良 1 番地 17 社会福祉法人 太良町社会福祉協議会 会長 合浦 善哉	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条の規定により、太良町総合福祉保健センターの指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第 8 2 号

太良町過疎地域持続的発展計画について

太良町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

（提案理由）

令和 3 年 1 2 月に策定した現行計画が、令和 7 年度をもって終了することに伴い、新たに過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間）を定めるため、この案を提出する。

令和7年度太良町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130, 233千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9, 328, 744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		15, 982	195	16, 177
	1. 分担金	2, 215	195	2, 410
14. 国庫支出金		1, 174, 429	49, 494	1, 223, 923
	1. 国庫負担金	513, 370	47, 140	560, 510
	2. 国庫補助金	659, 112	2, 354	661, 466
15. 県支出金		506, 751	25, 473	532, 224
	1. 県負担金	257, 930	15, 745	273, 675
	2. 県補助金	220, 145	9, 728	229, 873
18. 繰入金		1, 830, 077	38, 109	1, 868, 186
	2. 基金繰入金	1, 827, 742	38, 109	1, 865, 851
20. 諸収入		192, 170	6, 862	199, 032
	5. 雜入	141, 544	6, 862	148, 406
21. 町債		472, 400	10, 100	482, 500
	1. 町債	472, 400	10, 100	482, 500
歳入	合計	9, 198, 511	130, 233	9, 328, 744

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		88, 051	816	88, 867
	1. 議会費	88, 051	816	88, 867
2. 総務費		2, 774, 704	△10, 478	2, 764, 226
	1. 総務管理費	2, 584, 178	△15, 981	2, 568, 197
	2. 徴税費	105, 786	2, 783	108, 569
	3. 戸籍住民基本台帳費	65, 386	2, 683	68, 069
	5. 統計調査費	5, 317	37	5, 354
3. 民生費		2, 363, 769	66, 274	2, 430, 043
	1. 社会福祉費	1, 246, 655	21, 266	1, 267, 921
	2. 児童福祉費	1, 117, 112	45, 008	1, 162, 120
4. 衛生費		861, 936	1, 260	863, 196
	1. 保健衛生費	539, 570	2, 981	542, 551
	2. 清掃費	322, 366	△1, 721	320, 645

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		666,469	8,463	674,932
	1. 農業費	414,210	4,002	418,212
	2. 林業費	173,353	659	174,012
	3. 水産業費	78,906	3,802	82,708
7. 商工費		217,317	939	218,256
	1. 商工費	217,317	939	218,256
8. 土木費		612,278	4,775	617,053
	1. 土木管理費	43,254	1,174	44,428
	2. 道路橋梁費	505,639	2,601	508,240
	5. 住宅費	45,837	1,000	46,837
9. 消防費		276,879	5,195	282,074
	1. 消防費	276,879	5,195	282,074

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		748, 362	15, 372	763, 734
	1. 教育総務費	105, 138	2, 090	107, 228
	2. 小学校費	147, 009	3, 258	150, 267
	3. 中学校費	132, 690	2, 181	134, 871
	4. 社会教育費	150, 160	3, 137	153, 297
	5. 保健体育費	213, 365	4, 706	218, 071
11. 災害復旧費		28, 054	37, 617	65, 671
	1. 農林水産施設災害復旧費	7, 528	11, 414	18, 942
	2. 公共土木施設災害復旧費	20, 526	26, 203	46, 729
歳出合計		9, 198, 511	130, 233	9, 328, 744

第2表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農地等災害復旧事業（現年災）	1,200	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 政府資金及び地方公共団体金融機関資金 について、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合には、その債権 者と協定するものによる。ただし、町財 政の都合により、据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
林道災害復旧事業（現年災）	900	〃	〃	〃
道路等災害復旧事業（現年災）	14,100	〃	〃	〃

廃 止

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路等災害復旧事業（過年災）	6,100	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 政府資金及び地方公共団体金融機関資金 について、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合には、その債権 者と協定するものによる。ただし、町財 政の都合により、据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
12. 分担金及び負担金	15, 982	195	16, 177	
14. 国庫支出金	1, 174, 429	49, 494	1, 223, 923	
15. 県支出金	506, 751	25, 473	532, 224	
18. 繰入金	1, 830, 077	38, 109	1, 868, 186	
20. 諸収入	192, 170	6, 862	199, 032	
21. 町債	472, 400	10, 100	482, 500	
歳 入 合 計	9, 198, 511	130, 233	9, 328, 744	

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	88,051	816	88,867				816
2. 総務費	2,774,704	△10,478	2,764,226	1,450		△21,900	9,972
3. 民生費	2,363,769	66,274	2,430,043	48,191		400	17,683
4. 衛生費	861,936	1,260	863,196	△564			1,824
6. 農林水産業費	666,469	8,463	674,932	235		750	7,478
7. 商工費	217,317	939	218,256				939
8. 土木費	612,278	4,775	617,053			2,000	2,775

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 消防費	276,879	5,195	282,074				5,195
10. 教育費	748,362	15,372	763,734				15,372
11. 災害復旧費	28,054	37,617	65,671	25,655	10,100	195	1,667
歳 出 合 計	9,198,511	130,233	9,328,744	74,967	10,100	△18,555	63,721

2 歳 入

(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 災害復旧費分担金	320	195	515	1. 農林水産施設災害復旧費分担金	195	農地等災害復旧事業費分担金 (補助・現年災・6%・2%)
計	2,215	195	2,410			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	502,474	28,984	531,458	1. 社会福祉費負担金	8,305	障害者自立支援給付費負担金 (1/2) 8,180
				2. 児童福祉費負担金	20,679	障害者医療費負担金 (1/2) 125
4. 災害復旧費国庫負担金	10,191	18,156	28,347	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	18,156	施設型給付費負担金 (1/2) △10,191
						道路等災害復旧事業費負担金 (過年災・2/3) △10,191
計	513,370	47,140	560,510			道路等災害復旧事業費負担金 (現年災・2/3) 28,347

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	283,431	2,918	286,349	1. 社会福祉費補助金	8	地域生活支援事業費補助金 (1/2)
				2. 児童福祉費補助金	2,910	子ども・子育て支援事業費補助金 (後期高齢者医療分) (10/10)
3. 衛生費国庫補助金	17,255	△564	16,691	1. 保健衛生費補助金	△564	妊婦のための支援給付事業費補助金 (2/3)
計	659,112	2,354	661,466			

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費県負担金	257,893	15,745	273,638	1. 社会福祉費負担金	4,152	障害者自立支援給付費負担金 (1/4) 4,090
				2. 児童福祉費負担金	11,593	障害児育成医療費負担金 (1/4) 62
計	257,930	15,745	273,675			施設型給付費負担金 (1/4)

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	3,277	1,450	4,727	1. 総務管理費補助金	1,450	さが未来アシスト事業費補助金 (1/2) 700 未来につなぐさが移住支援事業補助金 (3/4) 750
2. 民生費県補助金	47,172	544	47,716	1. 社会福祉費補助金	38	地域生活支援事業費補助金 (1/4) 4 難聴児補聴器購入費助成事業費補助金 (1/2) 34
				2. 児童福祉費補助金	506	母子家庭等医療費補助金 (1/2)
4. 農林水産業費県補助金	154,563	235	154,798	1. 農業費補助金	235	さが酪農経営向上緊急支援事業費補助金 (1/2)
8. 災害復旧費県補助金	0	7,499	7,499	1. 農林水産施設災害復旧費補助金	7,499	農地等災害復旧事業費補助金 (現年災・80%) 5,901 林道災害復旧事業費補助金 (現年災・1/2・1/3) 1,598
計	220,145	9,728	229,873			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	379,478	57,609	437,087	1. 財政調整基金繰入金	57,609	財政調整基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	1,206,500	△19,500	1,187,000	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	△19,500	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	1,827,742	38,109	1,865,851			

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雜入

4. 雜入	141,541	6,862	148,403	2. 雜入	6,862	佐賀県後期高齢者医療広域連合負担金精算返還金	2,065
						介護保険費負担金精算返還金	4,047
						経営開始資金返還金	750
計	141,544	6,862	148,406				

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

6. 災害復旧債	6,100	10,100	16,200	1. 農林水産施設等災害復旧事業債	2,100	農地等災害復旧事業債 (現年災)	1,200
						林道災害復旧事業債 (現年災)	900
				2. 公共土木施設災害復旧事業債	8,000	道路等災害復旧事業債 (現年災)	14,100
						道路等災害復旧事業債 (過年災)	△6,100
計	472,400	10,100	482,500				

3 歳出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明		
				特 定 財 源				区分				
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額			
1. 議会費	88,051	816	88,867				816	1. 報 酬	150	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)		
								2. 納 料	234	一般職給		
								3. 職員手当等	381	期末手当 74		
										期末手当 (議員) 164		
										期末手当 (会計年度任用職員) 36		
										勤勉手当 65		
										勤勉手当 (会計年度任用職員) 31		
										退職手当組合負担金 11		
								4. 共 濟 費	51	共済組合負担金 29		
										共済組合負担金 (会計年度任用職員) 4		
										社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 18		
計	88,051	816	88,867				816					

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 一般管理費	398,365	2,045	400,410				2,045	2. 納 入	76 再任用職給			
								3. 職員手当 等	129 住居手当 170 通勤手当 △33 期末手当 (再任用職員) △55 期末手当 (特別職) 81 期末手当 (会計年度任用職員) 2 勤勉手当 (再任用職員) △38 勤勉手当 (会計年度任用職員) 2			
								4. 共 濟 費	1,543 共済組合負担金 1,325 共済組合負担金 (再任用職員) 8 共済組合負担金 (特別職) 15 社会保険料 (その他・再任用職員) 195			
								8. 旅 費	16 費用弁償			
								12. 委 託 料	281 防犯カメラ機器保守委託料			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他の						
4. 企画財政管理費	918,225	△20,598	897,627	1,450	△21,900	△148	1. 報 酬	417	行政事務職員報酬(会計年度任用職員)			
							3. 職員手当等	202	期末手当(会計年度任用職員) 109 勤勉手当(会計年度任用職員) 93			
							4. 共 濟 費	128	共済組合負担金(会計年度任用職員) 52 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 76			
							10. 需 用 費	53	印刷製本費			
							12. 委 託 料	△24,200	配送コントロール業務委託料			
							18. 負担金補助及び交付金	2,802	移住定住促進事業補助金 1,802 未来につなぐさが移住支援事業補助金 1,000			
5. 電子計算費	173,518	2,307	175,825			2,307	13. 使用料及び賃借料	2,307	ガバメントクラウド利用料			
8. 支所管理費	9,271	265	9,536			265	1. 報 酉	152	行政事務職員報酬(会計年度任用職員)			
							3. 職員手当等	67	期末手当(会計年度任用職員) 36 勤勉手当(会計年度任用職員) 31			
							4. 共 濟 費	46	共済組合負担金(会計年度任用職員) 28 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 18			
計	2,584,178	△15,981	2,568,197	1,450	△21,900	4,469						

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 税務総務費	56,161	2,783	58,944				2,783	1. 報 酬	301 行政事務職員報酬（会計年度任用職員）			
								2. 給 料	737 一般職給			
								3. 職員手当等	1,047 時間外勤務手当 473 期末手当 218 期末手当（会計年度任用職員） 73 勤勉手当 189 勤勉手当（会計年度任用職員） 62 退職手当組合負担金 32			
								4. 共 濟 費	698 共済組合負担金 570 共済組合負担金（会計年度任用職員） 42 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 86			
計	105,786	2,783	108,569				2,783					

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 戸籍住民基本台帳費	65,386	2,683	68,069				2,683	2. 納 入	334	一般職給		
								3. 職員手当等	△160	期末手当		
										勤勉手当		
										退職手当組合負担金		
								4. 共 濟 費	45	共済組合負担金		
計							2,683	12. 委 託 料	2,464	戸籍総合システム改修委託料		

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費

2. 指定統計調査費	5,301	37	5,338				37	1. 報 酬	37	行政事務職員報酬(会計年度任用職員)
計	5,317	37	5,354				37			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 社会福祉総務費	244,918	△2,347	242,571				△2,347	2. 納 入	1,387	一般職給		
								3. 職員手当等	627	時間外勤務手当 127		
								期末手当	242	勤勉手当 195		
								退職手当組合負担金	63			
								4. 共 濟 費	491	共済組合負担金		
2. 老人福祉総務費	470,474	3,166	473,640	2,910			256	22. 償還金利息及び割引料	255	県支出金精算返納金		
								27. 繰 出 金	△4,852	国民健康保険特別会計繰出金（事務費等） 257		
4. 心身障害者福祉総務費	401,719	17,167	418,886	12,503			4,664	22. 償還金利息及び割引料	255	国民健康保険特別会計繰出金（財政安定化支援事業） △5,109		
								27. 繰 出 金	2,911	後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）		
								1. 報 酬	149	障害者総合相談窓口相談員報酬（会計年度任用職員）		
								3. 職員手当等	67	期末手当（会計年度任用職員） 36 勤勉手当（会計年度任用職員） 31		

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
							区 分	金 額				
							4. 共 濟 費	40	共済組合負担金 (会計年度任用職員) 11 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 29			
							12. 委 託 料	16	意思疎通支援事業委託料			
							18. 負担金補助及び交付金	215	杵藤地区広域市町村圏組合負担金 (障害者総合支援審査会費) 55 特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金 160			
							19. 扶 助 費	16,680	障害者自立支援給付費 16,000 補装具費支給事業費 361 障害者自立支援医療費 (育成医療) 250 難聴児補聴器購入費助成事業費 69			
5. 国民年金費	9,973	499	10,472			499	2. 納 入 料	121	一般職給			
							3. 職員手当等	78	期末手当 39 勤勉手当 34 退職手当組合負担金 5			
							4. 共 濟 費	15	共済組合負担金			
							12. 委 託 料	285	国民年金システム改修委託料			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
6. 総合福祉保健センター管理費	44,174	1,562	45,736				1,562	12. 委託料	1,562	総合福祉保健センター指定管理委託料		
7. 地域支援事業費	75,397	1,219	76,616				1,219	1. 報酬	292	ケアマネージャー報酬(会計年度任用職員)		
								2. 給料	457	一般職給 254 再任用職給 203		
								3. 職員手当等	307	期末手当 73 期末手当(再任用職員) 29 期末手当(会計年度任用職員) 59 勤勉手当 64 勤勉手当(再任用職員) 21 勤勉手当(会計年度任用職員) 50 退職手当組合負担金 11		
								4. 共済費	163	共済組合負担金 99 共済組合負担金(会計年度任用職員) 20 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 44		
計	1,246,655	21,266	1,267,921	15,413			5,853					

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他の						
1. 児童福祉総務費	570,986	10,578	581,564	10,578	1. 報酬	1,454	放課後児童健全育成事業指導員報酬（会計年度任用職員）	1,301				
							子育て支援相談員報酬（会計年度任用職員）	153				
							2. 給料	643				
							一般職給					
							3. 職員手当等	1,014	期末手当			
							期末手当（会計年度任用職員）	346				
							勤勉手当	160				
							勤勉手当（会計年度任用職員）	298				
							退職手当組合負担金	28				
							4. 共済費	268	共済組合負担金			
							共済組合負担金（会計年度任用職員）	20				
							社会保険料（その他・会計年度任用職員）	164				
							10. 需用費	108	消耗品費			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
							12. 委託料	786	地域活性化拠点施設整備業務委託料			
							17. 備品購入費	1,940	地域活性化拠点施設用備品			
							18. 負担金補助及び交付金	85	病児保育事業市町負担金			
							22. 償還金利息及び割引料	4,280	国庫支出金精算返納金 4,149 県支出金精算返納金 131			
3. 児童措置費	540,187	33,497	573,684	32,272			1,225	18. 負担金補助及び交付金	33,497	施設型給付費負担金		
4. 母子福祉費	5,047	933	5,980	506		400	27	19. 扶助費	933	母子家庭等医療費助成		
計	1,117,112	45,008	1,162,120	32,778		400	11,830					

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 保健衛生総務費	84,990	1,510	86,500	△564			2,074	1. 報 酬	144 行政事務職員報酬（会計年度任用職員）			
								2. 給 料	1,015 一般職給			
								3. 職員手当等	175 扶養手当 △58 期末手当 56 期末手当（会計年度任用職員） 36 勤勉手当 65 勤勉手当（会計年度任用職員） 32 退職手当組合負担金 44			
								4. 共 濟 費	272 共済組合負担金 254 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 18			
								12. 委 託 料	△847 健康管理システム改修委託料			
								18. 負担金補助及び交付金	161 小児時間外診療事業費負担金 61 産婦健康診査受診費助成金 100			
								22. 償還金利子及び割引料	590 国庫支出金精算返納金 589 県支出金精算返納金 1			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
2. 予防費	90,656	859	91,515				859	22. 償還金利子及び割引料	859 国庫支出金精算返納金 766 県支出金精算返納金 93			
4. 環境衛生費	141,068	612	141,680				612	1. 報 酬	159 行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)			
								2. 納 料	245 一般職給			
								3. 職員手当等	226 期末手当 79 期末手当 (会計年度任用職員) 36 勤勉手当 69 勤勉手当 (会計年度任用職員) 31 退職手当組合負担金 11			
								4. 共 濟 費	△18 共済組合負担金 △68 共済組合負担金 (会計年度任用職員) 21 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 29			
計	539,570	2,981	542,551	△564			3,545					

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 塵芥処理費	245,546	△1,721	243,825				△1,721	1. 報 酬	154 行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)			
								3. 職員手当 等	67 期末手当 (会計年度任用職員) 36 勤勉手当 (会計年度任用職員) 31			
								4. 共 濟 費	41 共済組合負担金 (会計年度任用職員) 12 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 29			
								18. 負担金補 助及び交 付金	△1,983 佐賀県西部広域環境組合負担金 △1,733 杵藤地区広域市町村圏組合負担金 (ごみ処理センター費) △250			
計	322,366	△1,721	320,645				△1,721					

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 農業委員会費	24,657	777	25,434				777	1. 報 酬	150 行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)			
								2. 納 料	288 一般職給			
								3. 職員手当等	228 期末手当 80 期末手当 (会計年度任用職員) 36 勤勉手当 69 勤勉手当 (会計年度任用職員) 31 退職手当組合負担金 12			
								4. 共 濟 費	111 共済組合負担金 71 共済組合負担金 (会計年度任用職員) 11 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 29			
								2. 納 料	655 一般職給			
								3. 職員手当等	337 扶養手当 △33 期末手当 179 勤勉手当 162 退職手当組合負担金 29			
								4. 共 濟 費	283 共済組合負担金			
2. 農業総務費	38,624	1,275	39,899				1,275	2. 納 料	655 一般職給			
								3. 職員手当等	337 扶養手当 △33 期末手当 179 勤勉手当 162 退職手当組合負担金 29			
								4. 共 濟 費	283 共済組合負担金			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明		
				特 定 財 源				区分	金 額			
				国県支出金	地方債	その他						
3. 農業振興費	83,472	1,007	84,479			750	257	1. 報 酬	150	行政事務職員報酬(会計年度任用職員)		
								3. 職員手当 等	67	期末手当(会計年度任用職員) 36 勤勉手当(会計年度任用職員) 31		
								4. 共 濟 費	40	共済組合負担金(会計年度任用職員) 11 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 29		
								22. 償還金利子及び割引料	750	県支出金返還金		
6. 畜産業費	10,309	282	10,591	235			47	18. 負担金補助及び交付金	282	さが酪農経営向上緊急支援事業費補助金		

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
7. 農地費	159,525	661	160,186				661	2. 納 入	387	一般職給 286		
								再任用職給	101			
								3. 職員手当 等	△141	期末手当 △101		
								期末手当 (再任用職員)	17			
								勤勉手当	△82			
計	414,210	4,002	418,212	235		750	3,017	勤勉手当 (再任用職員)	13			
								退職手当組合負担金	12			
								4. 共 濟 費	215	共済組合負担金 △36		
						10. 需 用 費	200	共済組合負担金 (再任用職員)	2			
								社会保険料 (その他・再任用職員)	249			
								光熱水費				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 林業総務費	13,440	498	13,938				498	2. 納 入	251	一般職給		
								3. 職員手当等	139	期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金		
								4. 共 濟 費	108	共済組合負担金		
4. 林道費	30,835	161	30,996				161	18. 負担金補助及び交付金	161	佐賀県治山林道協会負担金		
計	173,353	659	174,012				659					

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 水産業総務費	73,020	3,802	76,822				3,802	2. 納入料	355 一般職給 279 再任用職給 76			
								3. 職員手当等	175 期末手当 76 期末手当 (再任用職員) 12 勤勉手当 65 勤勉手当 (再任用職員) 10 退職手当組合負担金 12			
								4. 共 濟 費	76 共済組合負担金 56 共済組合負担金 (再任用職員) 8 社会保険料 (その他・再任用職員) 12			
								18. 負担金補助及び交付金	3,196 ガザミ蓄養施設撤去費補助金			
計	78,906	3,802	82,708				3,802					

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 商工総務費	87,668	900	88,568				900	1. 報 酬	160 行政事務職員報酬（会計年度任用職員）			
								2. 給 料	549 一般職給			
								3. 職員手当等	10 期末手当 △47 期末手当（会計年度任用職員） 36 勤勉手当 △35 勤勉手当（会計年度任用職員） 32 退職手当組合負担金 24			
								4. 共 濟 費	181 共済組合負担金 152 共済組合負担金（会計年度任用職員） 11 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 18			
								8. 旅 費	39 普通旅費			
3. 観光費	108,963	39	109,002				39					
計	217,317	939	218,256				939					

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 土木総務費	43,254	1,174	44,428			1,174	1. 報 酬	294	登記事務員報酬（会計年度任用職員） 144			
									行政事務職員報酬（会計年度任用職員） 150			
							2. 納 料	497	一般職給			
							3. 職員手当等	240	扶養手当 △11			
									住居手当 △91			
									通勤手当 △80			
									期末手当 193			
									期末手当（会計年度任用職員） 72			
									勤勉手当 64			
									勤勉手当（会計年度任用職員） 62			
									退職手当組合負担金 31			
							4. 共 濟 費	143	共済組合負担金 135			
									共済組合負担金（会計年度任用職員） 8			
計	43,254	1,174	44,428			1,174						

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 道路橋梁総務費	37,043	601	37,644				601	2. 納付金	222 一般職給 121 再任用職給 101			
								3. 職員手当等	110 期末手当 39 期末手当 (再任用職員) 17 勤勉手当 35 勤勉手当 (再任用職員) 14 退職手当組合負担金 5			
								4. 共 濟 費	269 共済組合負担金 16 共済組合負担金 (再任用職員) 2 社会保険料 (その他・再任用職員) 251			
2. 道路維持費	379,136	2,000	381,136			2,000		13. 使用料及び賃借料	2,000 重機借上料			
計	505,639	2,601	508,240			2,000	601					

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 住宅管理費	45,837	1,000	46,837				1,000	10. 需用費	1,000	修繕料		
計	45,837	1,000	46,837				1,000					

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

1. 常備消防費	158,958	5,195	164,153				5,195	18. 負担金補助及び交付金	5,195	杵藤地区広域市町村圏組合負担金（消防費）
計	276,879	5,195	282,074				5,195			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
2. 事務局費	103,759	2,090	105,849				2,090	1. 報 酬	602 行政事務職員報酬(会計年度任用職員) 314			
									心の教室相談員報酬(会計年度任用職員) 136			
									学校地域連携コーディネーター報酬(会計年度任用職員) 150			
									教育支援センター指導員報酬(会計年度任用職員) 295			
									地域おこし協力隊員報酬(会計年度任用職員) △293			
								2. 給 料	616 一般職給			
								3. 職員手当 等	579 期末手当 184			
									期末手当(特別職) 31			
									期末手当(会計年度任用職員) 93			
									勤勉手当 161			
									勤勉手当(会計年度任用職員) 83			
									退職手当組合負担金 27			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
							4. 共 濟 費	293	共済組合負担金 128 共済組合負担金（特別職） 48 共済組合負担金（会計年度任用職員） 13 共済組合事務費（会計年度任用職員） △1 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 105			
計	105,138	2,090	107,228				2,090					

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 学校管理費	121,351	3,258	124,609				3,258	1. 報 酬	2,098	学校司書補報酬（会計年度任用職員） 298 学校業務員報酬（会計年度任用職員） 301 特別支援教育支援員報酬（会計年度任用職員） 1,222 アシスタントティーチャー報酬（会計年度任用職員） 277		
								3. 職員手当 等	905	期末手当（会計年度任用職員） 486 勤勉手当（会計年度任用職員） 419		
								4. 共 濟 費	255	共済組合負担金（会計年度任用職員） 9 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 246		
計	147,009	3,258	150,267				3,258					

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 学校管理費	103,669	2,181	105,850				2,181	1. 報 酬	1,084	学校司書補報酬(会計年度任用職員) 299		
										学校業務員報酬(会計年度任用職員) 299		
										特別支援教育支援員報酬(会計年度任用職員) 486		
								3. 職員手当 等	486	期末手当(会計年度任用職員) 261 勤勉手当(会計年度任用職員) 225		
計	132,690	2,181	134,871				2,181	4. 共 濟 費	225	共済組合負担金(会計年度任用職員) 53 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 172		
								10. 需 用 費	386	光熱水費		

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 社会教育総務費	59,132	877	60,009				877	1. 報 酬	192 社会教育指導員報酬(会計年度任用職員)			
								2. 給 料	△84 一般職給			
								3. 職員手当等	618 期末手当 263 期末手当 (会計年度任用職員) 46 勤勉手当 229 勤勉手当 (会計年度任用職員) 40 退職手当組合負担金 40			
								4. 共 濟 費	151 共済組合負担金 65 共済組合負担金 (会計年度任用職員) 10 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 76			
								1. 報 酉	154 行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)			
								3. 職員手当等	67 期末手当 (会計年度任用職員) 36 勤勉手当 (会計年度任用職員) 31			
3. 公民館費	14,076	762	14,838				762					

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
							区 分	金 額				
							4. 共 濟 費	41	共済組合負担金（会計年度任用職員） 12 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 29			
							18. 負担金補助及び交付金	500	地区公民館等整備事業費補助金			
5. 文化財保護費	12,128	492	12,620				492	1. 報 酬	299 行政事務職員報酬（会計年度任用職員）			
								3. 職員手当等	135 期末手当（会計年度任用職員） 73 勤勉手当（会計年度任用職員） 62			
								4. 共 濟 費	58 共済組合負担金（会計年度任用職員） 22 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 36			
6. 図書館費	51,276	1,006	52,282				1,006	1. 報 酉	601 図書館司書報酬（会計年度任用職員） 151 行政事務職員報酬（会計年度任用職員） 450			
								3. 職員手当等	270 期末手当（会計年度任用職員） 145 勤勉手当（会計年度任用職員） 125			
								4. 共 濟 費	135 共済組合負担金（会計年度任用職員） 52 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 83			
計	150,160	3,137	153,297				3,137					

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 保健体育総務費	22,905	520	23,425				520	1. 報 酬	310 行政事務職員報酬（会計年度任用職員）			
								3. 職員手当等	134 期末手当（会計年度任用職員） 72 勤勉手当（会計年度任用職員） 62			
								4. 共 濟 費	76 共済組合負担金（会計年度任用職員） 30 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 46			
3. 学校給食費	112,614	4,186	116,800				4,186	1. 報 酉	1,961 給食センター調理員等報酬（会計年度任用職員）			
								2. 給 料	122 一般職給			
								3. 職員手当等	963 期末手当 39 期末手当（会計年度任用職員） 475 勤勉手当 34 勤勉手当（会計年度任用職員） 410 退職手当組合負担金 5			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
							4. 共 濟 費	364	共済組合負担金 15 共済組合負担金（会計年度任用職員） 197 共済組合事務費（会計年度任用職員） 2 社会保険料（その他・会計年度任用職員） 150			
							10. 需 用 費	732	光熱水費			
							11. 役 務 費	44	通信運搬費			
計	213,365	4,706	218,071				4,706					

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 農地等災害復旧費	6,888	7,380	14,268	5,901	1,200	195	84	14. 工事請負費	7,380 農地等災害復旧事業（補助・現年災）			
2. 林道災害復旧費	640	4,034	4,674	1,598	900		1,536	14. 工事請負費	4,034 林道災害復旧事業（補助・現年災） 2,344 林道災害復旧事業（単独・現年災） 1,690			
計	7,528	11,414	18,942	7,499	2,100	195	1,620					

(款) 11. 災害復旧費 (項) 2. 公共土木施設災害復旧費

1. 道路橋梁等災害復旧費	18,026	26,203	44,229	18,156	8,000		47	14. 工事請負費	26,203 道路橋梁等災害復旧事業（補助・過年災） △16,297 道路橋梁等災害復旧事業（補助・現年災） 42,500
計	20,526	26,203	46,729	18,156	8,000		47		

補正予算給与費明細書

1 特 別 職

(単位 : 千円)

区分	職員数	給 与 費						共 濟 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期 末 手 当	その 他	年間支給率(月分)	の 手 当			
補正後	長等	3	23,448	7,866 (3.50)	7,087	38,401	2,579	40,980		
	議員	11	34,128	11,448 (3.50)		45,576	9,042	54,618		
	その他	849	35,817			35,817		35,817		
	計	863	69,945	23,448	19,314	7,087	119,794	11,621	131,415	
補正前	長等	3	23,448	7,754 (3.45)	7,087	38,289	2,516	40,805		
	議員	11	34,128	11,284 (3.45)		45,412	9,042	54,454		
	その他	849	35,817			35,817		35,817		
	計	863	69,945	23,448	19,038	7,087	119,518	11,558	131,076	
比 較	長等			112 (0.05)		112	63	175		
	議員			164 (0.05)		164		164		
	その他									
	計			276		276	63	339		

2 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	104 (87) [6]	206,907	417,302	356,032	980,241	181,319	1,161,560	
補正前	104 (87) [6]	195,443	408,195	346,759	950,397	174,575	1,124,972	
比較	0 (0) [0]	11,464	9,107	9,273	29,844	6,744	36,588	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	14,339	135,667	111,385	4,240	8,290	4,811
	補正前	14,441	131,135	107,536	4,161	8,290	4,924
	比較	△ 102	4,532	3,849	79	0	△ 113

職員手当 の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後		23,666	141	414	53,079
	補正前		23,066	141	414	52,651
	比較		600	0	0	428

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	104 [6]		406,120 [11,182]	276,543 [2,522]	682,663 [13,704]	128,626 [2,424]	811,289 [16,128]	
補正前	104 [6]		397,570 [10,625]	272,287 [2,482]	669,857 [13,107]	124,789 [1,697]	794,646 [14,804]	
比較	0 [0]		8,550 [557]	4,256 [40]	12,806 [597]	3,837 [727]	16,643 [1,324]	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	14,339 [0]	92,500 [1,374]	75,205 [1,006]	4,240 [0]	8,290 [0]	4,745 [66]
	補正前	14,441 [0]	90,660 [1,354]	73,681 [986]	4,161 [0]	8,290 [0]	4,858 [66]
	比較	△ 102 [0]	1,840 [20]	1,524 [20]	79 [0]	0 [0]	△ 113 [0]

職員手当 の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後		23,590 [76]	141 [0]	414 [0]	53,079 [0]
	補正前		22,990 [76]	141 [0]	414 [0]	52,651 [0]
	比較		600 [0]	0 [0]	0 [0]	428 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの

再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は6人)

イ 会計年度任用職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(87) 0	206,907		76,967	283,874	50,269	334,143	
補正前	(87) 0	195,443		71,990	267,433	48,089	315,522	
比較	(0) 0	11,464		4,977	16,441	2,180	18,621	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後		41,793	35,174			
	補正前		39,121	32,869			
	比較		2,672	2,305			

職員手当 の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後					
	補正前					
	比較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は83人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	8,550 [557]	給与改定に伴う増減分	9,403 [557]	
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 853 [0]	
職員手当	4,256 [40]	制度改正に伴う増減分	5,408 [148]	期末手当 2,708 [83] 勤勉手当 2,272 [65] 退職手当組合負担金 428 [0]
			△ 1,152 [△108]	扶養手当 △ 102 [0] 期末手当 △ 868 [△63] 勤勉手当 △ 748 [△45] 住居手当 79 [0] 通勤手当 △ 113 [0] 時間外勤務手当 600 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分		前々年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高	当該年度中 増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2. 災害復旧債	補正前	69,445	59,695	6,100	9,781	56,014
	補正			10,100		10,100
	補正後	69,445	59,695	16,200	9,781	66,114
(1) 農林水産	補正前	6,989	5,953	0	1,148	4,805
	補正			2,100		2,100
	補正後	6,989	5,953	2,100	1,148	6,905
(2) 土木	補正前	62,456	53,742	6,100	8,633	51,209
	補正			8,000		8,000
	補正後	62,456	53,742	14,100	8,633	59,209
合計	補正前	4,479,036	4,187,824	512,800	525,118	4,175,506
	補正			10,100		10,100
	補正後	4,479,036	4,187,824	522,900	525,118	4,185,606

令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,911千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繼入金		63, 624	2, 911	66, 535
	1. 一般会計繰入金	63, 624	2, 911	66, 535
歳入	合計	175, 935	2, 911	178, 846

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		1, 494	2, 911	4, 405
	1. 総務管理費	1, 489	2, 911	4, 400
歳 出 合 計		175, 935	2, 911	178, 846

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
4. 繰入金	63, 624	2, 911	66, 535	
歳入合計	175, 935	2, 911	178, 846	

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	1,494	2,911	4,405			2,911	
歳出合計	175,935	2,911	178,846			2,911	

2 歳 入

(款) 4. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 事務費繰入金	12,041	2,911	14,952	1. 事務費繰入金	2,911	事務費繰入金
計	63,624	2,911	66,535			

3 歳出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源						
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区 分	金 額	
1. 一般管理費	1,489	2,911	4,400			2,911		12. 委託料	2,911	子ども・子育て支援金創設に伴うシステム改修委託料
計	1,489	2,911	4,400			2,911				

令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,852千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,511,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金		148, 586	△4, 852	143, 734
	1. 他会計繰入金	98, 586	△4, 852	93, 734
歳入	合計	1, 516, 273	△4, 852	1, 511, 421

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		32, 962	257	33, 219
	1. 総務管理費	27, 606	257	27, 863
3. 国民健康保険事業費納付金		363, 903	0	363, 903
	1. 医療給付費分	268, 695	0	268, 695
6. 保健事業費		23, 945	205	24, 150
	1. 特定健康診査等事業費	21, 654	205	21, 859
10. 予備費		97, 667	△5, 314	92, 353
	1. 予備費	97, 667	△5, 314	92, 353
歳 出 合 計		1, 516, 273	△4, 852	1, 511, 421

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
10. 繰入金	148, 586	△4, 852	143, 734	
歳入合計	1, 516, 273	△4, 852	1, 511, 421	

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	32,962	257	33,219			257	
3. 国民健康保険事業費納付金	363,903	0	363,903			△5,109	5,109
6. 保健事業費	23,945	205	24,150				205
10. 予備費	97,667	△5,314	92,353				△5,314
歳 出 合 計	1,516,273	△4,852	1,511,421			△4,852	

2 歳 入

(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	98,586	△4,852	93,734	4. 事務費等繰入金	257	事務費等繰入金
				6. 財政安定化支援繰入金	△5,109	財政安定化支援事業繰入金
計	98,586	△4,852	93,734			

3 歳出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 一般管理費	26,436	257	26,693			257		1. 報 酬	149 行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)			
								3. 職員手当 等	67 期末手当 (会計年度任用職員) 36 勤勉手当 (会計年度任用職員) 31			
								4. 共 濟 費	41 共済組合負担金 (会計年度任用職員) 12 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 29			
計	27,606	257	27,863			257						

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 1. 医療給付費分

1. 一般被保険者医療給付費分	268,695	0	268,695			△5,109	5,109		財源組替
計	268,695	0	268,695			△5,109	5,109		

(款) 6. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源								
				国県支出金	地方債	その他						
1. 特定健康診査等事業費	21,654	205	21,859				205	1. 報 酬	136 看護師報酬(会計年度任用職員)			
								3. 職員手当等	63 期末手当(会計年度任用職員) 34 勤勉手当(会計年度任用職員) 29			
								4. 共 濟 費	6 社会保険料(その他・会計年度任用職員)			
計	21,654	205	21,859				205					

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	97,667	△5,314	92,353				△5,314			
計	97,667	△5,314	92,353				△5,314			

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(2) 0	5,393		2,002	7,395	1,314	8,709	
補正前	(2) 0	5,108		1,872	6,980	1,267	8,247	
比較	(0) 0	285		130	415	47	462	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後		1,087	915			
	補正前		1,017	855			
	比較		70	60			

職員手当 の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後					
	補正前					
	比較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(2) 0	5,393		2,002	7,395	1,314	8,709	
補正前	(2) 0	5,108		1,872	6,980	1,267	8,247	
比較	(0) 0	285		130	415	47	462	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後		1,087	915			
	補正前		1,017	855			
	比較		70	60			

職員手当 の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後					
	補正前					
	比較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は2人)

令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条（4）中「6,700千円」を「6,820千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	漁業集落排水事業費用	50,500千円	0千円	50,500千円
第1項	営業費用	46,927千円	275千円	47,202千円
第4項	予備費	993千円	△275千円	718千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「2,753千円」を「393千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	資本的収入	22,547千円	2,360千円	24,907千円
第1項	企業債	4,000千円	1,200千円	5,200千円
第3項	補助金	2,250千円	1,160千円	3,410千円

(企業債)

第5条 予算第5条本文中漁業集落排水施設整備事業、限度額「2,200千円」を「3,400千円」に、合計額「4,000千円」を「5,200千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第6条（1）中「7,337千円」を「7,612千円」に改める。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 7 年度 太良町漁業集落排水事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 漁業集落排水事業費用			50,500	0	50,500	
	1 営業費用		46,927	275	47,202	
		4 総係費	9,690	275	9,965	
	4 予備費		993	275	718	
		1 予備費	993	275	718	
収 益 的 支 出 合 計			50,500	0	50,500	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 資本的収入			22,547	2,360	24,907	
	1 企業債		4,000	1,200	5,200	
		1 企業債	4,000	1,200	5,200	
	3 補助金		2,250	1,160	3,410	
		1 国県補助金	2,250	1,160	3,410	
資 本 的 収 入 合 計			22,547	2,360	24,907	

令和 7 年度 太良町漁業集落排水事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 漁業集落排水事業費用		50,500	0	50,500			
1 営業費用		46,927	275	47,202			
	4 総係費	9,690	275	9,965			
					1 紙料	124	一般職給
					2 手当等	94	扶養手当 12
							期末手当 38
							勤勉手当 39
							退職手当組合負担金 5
					3 賞与引当金繰入額	43	期末手当分 26
							勤勉手当分 11
							法定福利費(期末・勤勉手当分) 6
					5 法定福利費	14	職員共済費

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
4 予備費		993	275	718			
	1 予備費	993	275	718	1 予備費	275	
収 益 的 支 出 合 計		50,500	0	50,500			

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 資本的収入		22,547	2,360	24,907			
1 企業債		4,000	1,200	5,200			
	1 企業債	4,000	1,200	5,200	1 企業債	1,200	下水道事業債 600
							過疎対策事業債 600
3 補助金		2,250	1,160	3,410			
	1 国県補助金	2,250	1,160	3,410	1 国県補助金	1,160	漁業集落環境整備事業費補助金
資 本 的 収 入 合 計		22,547	2,360	24,907			

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位:人、千円)

区分		職員数		給与費				法福利定費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		1		3,750	2,749	6,499	1,113	7,612
	資本勘定支弁職員								
	合計		1		3,750	2,749	6,499	1,113	7,612
補正前	損益勘定支弁職員		1		3,626	2,618	6,244	1,093	7,337
	資本勘定支弁職員								
	合計		1		3,626	2,618	6,244	1,093	7,337
比較	損益勘定支弁職員		0		124	131	255	20	275
	資本勘定支弁職員								
	合計		0		124	131	255	20	275

手当の内訳		区分	扶養手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住居手当	合計
		補正後	288		1,644		340	477		2,749
補正前		補正前	276		1,530		340	472		2,618
比較		比較	12		114		0	5		131

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	124	給与改定に伴う増減分	124	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	131	制度改正に伴う増減分	119	期末手当 64 勤勉手当 50 退職手当組合負担金 5
		その他の増減分	12	扶養手当 12

議案第87号

令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度太良町簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	事 業 費	105,304千円	0千円	105,304千円
第1項	営 業 費 用	96,708千円	3,818千円	100,526千円
第4項	予 備 費	6,299千円	△3,818千円	2,481千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条（1）中「22,281千円」を「23,099千円」に改める。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 7 年度 太良町簡易水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 事業費			105,304	0	105,304	
	1 営業費用		96,708	3,818	100,526	
		2 配水及び給水費	30,515	3,571	34,086	
		4 総係費	13,054	247	13,301	
	4 予備費		6,299	3,818	2,481	
		1 予備費	6,299	3,818	2,481	
収 益 的 支 出 合 計			105,304	0	105,304	

令和 7 年度 太良町簡易水道事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 事業費		105,304	0	105,304			
1 営業費用		96,708	3,818	100,526			
	2 配水及び給水費	30,515	3,571	34,086			
					1 納入料	248	一般職給
					2 手当等	112	期末手当 63
							勤勉手当 59
							退職手当組合負担金 11
							扶養手当 21
					3 賞与引当金繰入額	51	期末手当分 21
							勤勉手当分 19
							法定福利費(期末・勤勉手当分) 11
					4 法定福利費	160	職員共済費

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
					12 修繕費	3,000	配水管等漏水修理 2,296 止水栓漏水修理 409 監視システム関係修理 295
	4 総係費	13,054	247	13,301			
					1 紙料	123	一般職給
					2 手当等	78	期末手当 39 勤勉手当 34 退職手当組合負担金 5
					3 賞与引当金繰入額	30	期末手当分 13 勤勉手当分 11 法定福利費(期末・勤勉手当分) 6
					4 法定福利費	16	職員共済費

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
4 予備費		6,299	3,818	2,481			
	1 予備費	6,299	3,818	2,481	1 予備費	3,818	
収 益 的 支 出 合 計		105,304	0	105,304			

給与費明細書

1. 総括

(単位:人、千円)

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	5	3	40	11,432	8,010	19,482	3,617	23,099
	資本勘定支弁職員								
	合計	5	3	40	11,432	8,010	19,482	3,617	23,099
補正前	損益勘定支弁職員	5	3	40	11,061	7,756	18,857	3,424	22,281
	資本勘定支弁職員								
	合計	5	3	40	11,061	7,756	18,857	3,424	22,281
比較	損益勘定支弁職員	0	0	0	371	254	625	193	818
	資本勘定支弁職員								
	合計	0	0	0	371	254	625	193	818

手当の内訳	区分	扶養手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住居手当	合計
	補正後	291		4,847	161	950	1,455	306	8,010
	補正前	312		4,588	161	950	1,439	306	7,756
	比較	△ 21		259	0	0	16	0	254

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	371	給与改定に伴う増減分	371	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	254	制度改正に伴う増減分	275	期末手当 136 勤勉手当 123 退職手当組合負担金 16
		その他の増減分	△ 21	扶養手当 △ 21

議案第88号

令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度太良町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	事 業 費	52,100千円	0千円	52,100千円
第1項	営 業 費 用	46,910千円	1,581千円	48,491千円
第4項	予 備 費	3,110千円	△1,581千円	1,529千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第5条（1）中「13,272千円」を「13,853千円」に改める。

令和7年12月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 7 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 事業費			52, 100	0	52, 100	
	1 営業費用		46, 910	1, 581	48, 491	
		2 配水及び給水費	19, 074	1, 354	20, 428	
		4 総係費	10, 310	227	10, 537	
	4 予備費		3, 110	△1, 581	1, 529	
		1 予備費	3, 110	△1, 581	1, 529	
収 益 的 支 出 合 計			52, 100	0	52, 100	

令和 7 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 事業費		52,100	0	52,100			
1 営業費用		46,910	1,581	48,491			
	2 配水及び給水費	19,074	1,354	20,428			
					1 紙料	153	企業職給
					2 手当等	79	期末手当 39 勤勉手当 34 退職手当組合負担金 6
					3 賞与引当金繰入額	28	期末手当分 12 勤勉手当分 10 法定福利費(期末・勤勉手当分) 6
					4 法定福利費	94	職員共済費
					12 修繕費	1,000	配水管等漏水修理 430

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
							監視システム関係修理 530
							修理に伴う舗装復旧 40
4 総係費		10,310	227	10,537			
	1 紙料				115	企業職給	
	2 手当等				69	期末手当 34	
						勤勉手当 30	
						退職手当組合負担金 5	
	3 賞与引当金繰入額				30	期末手当分 13	
						勤勉手当分 11	
						法定福利費 (期末・勤勉手当分) 6	
	4 法定福利費				13	職員共済費	
4 予備費		3,110	△1,581	1,529			

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
	1 予備費	3,110	△1,581	1,529	1 予備費	△1,581	
	収 益 的 支 出 合 計	52,100	0	52,100			

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位:人、千円)

区分		職員数		給与費				福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,179	4,564	11,743	2,110	13,853
	資本勘定支弁職員								
	合計		2		7,179	4,564	11,743	2,110	13,853
補正前	損益勘定支弁職員		2		6,911	4,370	11,281	1,991	13,272
	資本勘定支弁職員								
	合計		2		6,911	4,370	11,281	1,991	13,272
比較	損益勘定支弁職員		0		268	194	462	119	581
	資本勘定支弁職員								
	合計		0		268	194	462	119	581

手当の内訳	区分	扶養手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住居手当	合計
	補正後			2,844	110	700	910		4,564
	補正前			2,661	110	700	899		4,370
	比較			183	0	0	11		194

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	268	給与改定に伴う増減分	268	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	194	制度改正に伴う増減分	194	期末手当 98 勤勉手当 85 退職手当組合負担金 11
		その他の増減分	0	

議案第89号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を太良町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年12月12日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 岡 陽子

生年月日

[REDACTED]

(提案理由)

令和7年12月23日をもって任期満了となる岡陽子氏を、再度教育委員会教育長として任命することについて、議会の同意を得たいので、この案を提出する。